

第1章 緑の基本計画とは

1-1 計画改定の背景と目的

緑の基本計画とは、都市緑地法第4条に規定される「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことで、清須市では2011（平成23）年3月に「清須市緑の基本計画（以下、本計画）」を策定（2016（平成28）年12月に一部変更）し、本計画に基づいて緑のまちづくりに関する取組を進めてきました。

前計画の策定から約14年が経過し、2017（平成29）年に都市緑地法をはじめとした緑に関する法律の改正、2019（令和元）年に『愛知県広域緑地計画』の改訂、2023（令和5）年に『グリーンインフラ推進戦略2023』が公表されるなど、国・県ともに緑の都市づくりに関して大きな転換期を迎えています。

そこで、清須市においても今後の緑の都市づくりを進める上で、新たな指標となる方針を定めるため、緑の基本計画を改定します。

1-2 計画で対象とする緑とその機能・役割

（1）計画で対象とする緑

本計画では、公園や緑地、街路樹、広場などのオープンスペース、河川などの水辺空間、学校などの公共施設の緑地、社寺林や農地などの民有緑地など、都市の緑に関する空間全体を「緑」として扱います。



ネギヤ公園



あいち朝日遺跡ミュージアム



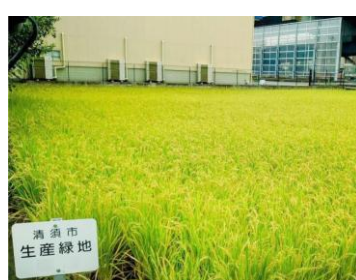
日吉神社（社寺林）



庄内川西枇杷島緑地



五条川



農地（生産緑地）

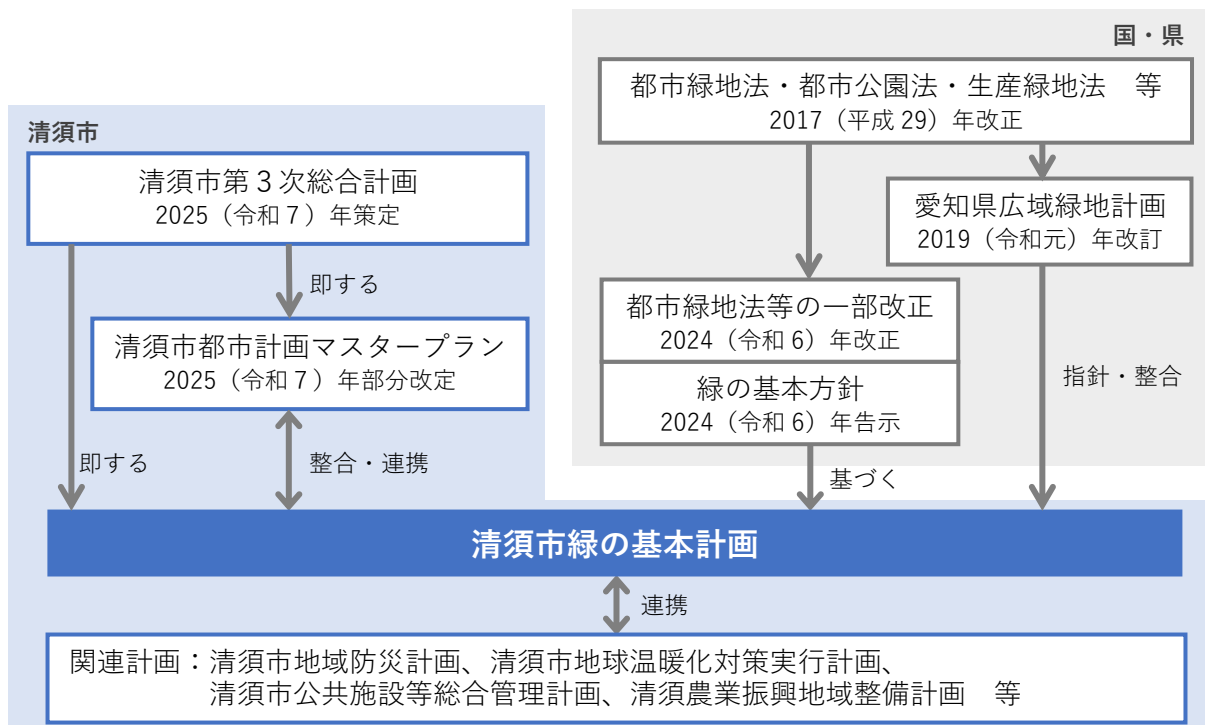
（2）緑が持つ「機能」と「役割」

緑が持つ機能と主な役割は、以下のようなものがあります。

機能	主な役割
環境保全機能	生物多様性の維持、都市気候や騒音・振動の緩和
レクリエーション機能	休養や遊戯、散策などの余暇空間の確保
防災機能	避難場所・避難路、防風・延焼防止、騒音防止、緩衝緑地
景観形成機能	美しい都市景観・自然景観の創出、個性と魅力ある地域づくり

1-3 計画の位置づけ

本計画は『清須市第3次総合計画』や『愛知県広域緑地計画』を踏まえ、『清須市都市計画マスタープラン』などの関連計画とも連携を図ります。

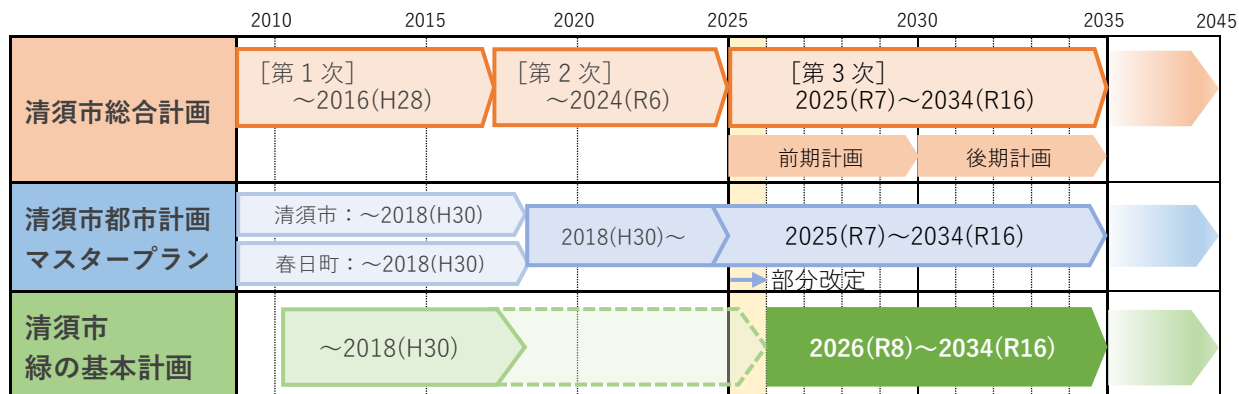


1-4 計画の対象区域

本計画の対象区域は、清須市全域 1,735ha とします。

1-5 計画期間

本計画の目標年次は、清須市総合計画、清須市都市計画マスタープランと合わせて、2034(令和16)年とします。本計画で示す「緑の将来像」は、長期的な視点で捉え、概ね20年後の姿を展望した計画とします。



※2009年：清須市・春日町合併